

はしかわ市長の だいすき!くさつ



お口の健康づくりと健康寿命

秋が深まり日ごとに寒さを感じる季節となりました。秋は多くの食材が旬を迎えますので、おいしい秋の味覚をたくさん味わっていただければと思います。

きちんとした食事を取ることは、体調管理をする上で非常に重要ですが、それには歯や口の中が健康であつてこそです。

市では「誰もが健康で長生きできるまち草津」をめざして、市の健康づくりと食育推進の方向性をまとめた「第3次健康くさつ21」を策定し、生涯を通じた歯の健康づくりや口腔機能の維持・向上に取り組んでいます。

特に、出産前後を通じて、虫歯や歯周病などになる可能性が高まる妊婦の皆様は、妊婦歯科健康診査を受診して、また、かむ機能が低下する傾向にある高齢者の皆様は、オーラルフレイルの出前講座を受講して、歯・口の中の健康づくりに努めていただきたいと思います(詳しくは4・5ページをご覧ください)。妊婦や高齢者以外の皆様も、よくかんで食べる習慣を身に付け、年に1回以上は歯科健診を受診して、歯・口の中の健康づくりに取り組んでいただき

たいと思います。

近年の草津市の平均寿命は全国トップクラスであり、男女ともに右肩上がりの傾向です。平均寿命が延びることは喜ばしいことですが、それに加えて、日常生活が制限されることなく生活できる健康寿命の延伸が重要です。健康寿命を延ばし、平均寿命との差を小さくすることは、生活の質の向上につながります。

健康は「自らつくるもの」であり、一人一人が主体的に取り組むことが基本ですが、一方で個人の努力だけで維持・増進することは難しく、周りの人や地域と一緒に取り組むことが重要です。個人の健康は、周りの環境の影響を受けます。そのため、近所付き合いや地域の行事、サークル活動、ボランティア活動など、自分に合った形で地域社会とつながることを意識していただきたいと思います。市では広報紙やホームページ、SNSなどを通じて、健康に関するイベント情報を多くご案内していますので、皆様の健康づくりにご活用ください。

誰もが生きがいを持ち、健康で長生きできる健康都市をめざして、引き続き各種事業に取り組んでまいりますので、皆様もご自身のできるところから、健康づくりに取り組んでいただきたいと思います。

すべての人を大切にするために

「こども基本法」から考える人権



問 人権センター
(大路二、キラリエ草津 3 階)
☎563-1177、FAX563-7070

皆さんは「こども基本法」を知っていますか。「こども基本法」は、日本国憲法や「児童の権利に関する条約」の理念に基づいて、全ての子どもが、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現をめざし、子どもに関する政策を総合的に進めることを目的に、昨年4月に施行されました。

「こども基本法」では、子どもに関する施策のための六つの基本理念が掲げられています。

- ①すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
 - ②すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
 - ③年齢や発達程度によって、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
 - ④すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
 - ⑤子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
 - ⑥家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。
- (こども家庭庁ホームページより)



この中の③、④にある「こどもの意見の表明と尊重」に関する内容に注目したいと思います。この基本理念に当てはまる取り組みが、県内各地で進められています。

滋賀県では、子どもが議員になって県政に意見表明や提言をする「子ども県議会」を開催しています。県内在住・通学の小・中学生が議員を務め、自分の考えや提言を表明する機会を体験しています。

草津市では、市内の中学生が生徒会活動などの取り組みを発表して意見交換する「子どもサミット」を開催しています。「こども基本法」の理念のもと、子どもたちが自身が主体的な学校づくりの力を高めていくことを狙っています。

ある中学校では、生徒の意見を聞いて校則などを見直す取り組みを進めています。この取り組みでは、子どもたちが自身が意見を示し、教員や関係者と対話を重ねながら進めていくなど、子どもたちが主体的に考え、行動できる力を身に付けることを大切にしています。

このように、子どもたちが自身意見を表明し、尊重されることで、自分が「権利の主体者」であり「社会を作る主体者」であることを実感することが出来ます。

それでは、子どもたちを取り巻く大人は「こどもの意見の尊重」についてどのように考えているのでしょうか。令和5年度に実施した『草津市「人権・同和問題」に関する市民意識調査』では、子どもに関する人権を守るために「子どもに関わることは、子どもの意見や考えを十分に聞き、尊重することが必要」とする回答が最も高くなっています。市民の皆さんが子どもの意見を尊重することが重要だと感じていることは、「こども基本法」の理念の実現に向けて大きな力になると思います。

「子どもは未熟で教えないといけない存在」であるという思いが強すぎると「尊重されるべき一人の人間」であることを忘れてしまいがちです。「こども基本法」を読み返しながら、子どもの今と未来にとって幸せな社会を実現するために、改めて一人一人が自分のできることを考えていきたいものです。



第6次草津市総合計画 第2期基本計画 ~ パブリックコメントの募集・タウンミーティングの開催 ~

ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津

総合計画は、市が将来に向けてめざすまちづくりの方向や、それを実現するための施策などを定めた、市政運営の最上位の計画です。この計画は、市がめざすべき将来像を定めた「基本構想」と、基本構想を実現するための「基本計画」によって構成されています。「基本計画」には、将来ビジョンである「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造

都市 草津」を実現するための施策などを定めています。来年度からの4年間を計画期間とする第6次草津市総合計画第2期基本計画(案)について、パブリックコメントを募集します。

併せて、タウンミーティングを開催します。市長から内容を説明し、意見交換を行います。ビデオ会議ツール「Zoom」でも参加できます。

パブリックコメント

市民の皆さんの意見をお待ちしています
提出：11月1日(金)~12月2日(月)(消印

有効)に、直接か郵送、ファクス、Eメール、電子申請システムで

基本計画(案)は、担当課や情報公開室、図書館、南草津図書館などや、市ホームページで見ることができます

※意見などは、後日、整理して公表します。個々の意見には直接回答しません

タウンミーティング

会場やZoom、幅広い参加をお待ちしています

🕒 11月9日(土) 9:30~(1時間半程度)

📍 市役所 2 階 特大会議室

👤 ・託児はありませんが同伴は可能です
・Zoomや通信環境のサポートなどは行っていない

📝 11月7日(木)まで(手話通訳は11月5日(火)まで)に、氏名・連絡先・参加方法・その他留意事項を直接か電話、ファクス、Eメール、電子申請システムで。Zoom参加希望者には、参加に必要なIDとパスワードを事前にお知らせします

📞 申・問 企画調整課(7 階) ☎561-2320、FAX561-2489、✉ kikaku@city.kusatsu.lg.jp

